

那覇市会計年度任用職員の募集について
健康増進課 【一般事務 I】特定健診に関する事務員

令和08年01月16日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。
なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募集期間	令和08年01月19日	から	令和08年02月13日	まで
部名	健康部	課名	健康増進課	
グループ名	健診グループ			
職の名称	【一般事務 I】特定健診に関する事務員		採用予定人数	1人
形態区分	パートタイム職員		週の勤務時間	30時間
職務内容	(1)庶務業務補助（出勤簿整理、文書管理等）に関する業務 (2)まちかど健診、集団健診追加予約の受付、入力、管理等に関する業務 (3)特定健診委託料及び健康診査委託料の精査に関する業務 (4)支払（発注、検収、予算執行、支出命令等）に関する業務 (5)受診勧奨（勧奨はがき作成、送付、戸別訪問等）に関する業務 (6)窓口、電話問い合わせ対応に関する業務 (7)その他 所属長が指示する業務			
	変更の範囲無 ()			
資格免許等	無			
勤務地	那覇市保健所 那覇市与儀1-3-21	駐車場の有無		無
任用期間	(開始日) 令和08年04月01日	～	(終了日) 令和09年03月31日	
	翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無			有
	*会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。			
	*翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。			
更新の上限	【無】※ただし、毎年度の選考による。			
勤務日数	週	5	日	
勤務時間	10時00分	～	17時00分	*シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、
休憩時間	12時00分	～	13時00分	勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。
時間外勤務	無	(月平均	時間)	
週休日 (休日)	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慽霊の日			
休暇等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか)			

那覇市会計年度任用職員の募集について
健康増進課 【一般事務Ⅰ】特定健診に関する事務員

給与等	基本報酬	月額	155,070 円程度 (月末締め翌月20日支給)
	*職歴等により加算される場合があります。		
	通勤手当	常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)	
	*勤務地までの通勤距離が2km未満の場合は支給されません。		
	期末手当	有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象
	勤勉手当	有	*任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象
	退職手当	無	
勤務時間外、休日等の割増賃金率	その他手当	有	*支給には一定の条件があります。
	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)	0%	
	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)	25%	
	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)	50%	
社会保険等	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前5時まで)勤務 25%
	健康保険	有	*加入には一定の条件があります。
	厚生年金	有	*加入には一定の条件があります。
選考方法	雇用保険	有	*加入には一定の条件があります。
	市ホームページ等による公募後、書類審査及び面談により選考		
勤務時間に関する特記事項	早番 9時～16時まで (休憩時間午後0時～午後1時まで)		
	遅番 10時～17時まで (休憩時間午後0時～午後1時まで)		
	早番又は遅番の割振りは所属長が定める		
備考	・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）		
	・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙		
※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。			

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 健康部 健康増進課 健診グループ			
担当	棚原		
TEL	098-853-7961	FAX	098-853-7965